

平成 30 年度 第 1 回
長野市社会福祉審議会資料集

平成 30 年 5 月 22 日（火）

ふれあい福祉センター 5階 ホール

資 料 一 覧

次第 1 ページ

委員名簿 2 ページ

諮問書（写） （当日配布）

資料 No 1 平成 31 年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について
4 ページ

(別冊資料) 長野市子ども・子育て支援事業計画
長野市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し

【参考資料】

参考資料 1 社会福祉法（抜粋） 6 ページ

参考資料 2 長野市社会福祉審議会条例 7 ページ

参考資料 3 長野市社会福祉審議会運営要領 11 ページ

参考資料 4 長野市職員名簿 12 ページ

平成 30 年度 第 1 回 長野市社会福祉審議会 次第

日時：平成 30 年 5 月 22 日（火）

午後 1 時 30 分から

場所：ふれあい福祉センター ホール

1 開会

2 あいさつ

3 諮問

4 議事

(1) 諮問事項

(ア) 平成 31 年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

(2) 次期長野市子ども・子育て支援事業計画について

(3) その他

5 その他

6 閉会

長野市社会福祉審議会委員名簿

市議会議員 4人
 学識経験者 8人
 社会福祉関係者 12人
 計 24人

【任期 平成32年3月31日まで】

選出区分	委員氏名	団体名等	所属専門分科会	備考
市議会議員	生 出 光	長野市議会議員	障害者福祉	
	小 林 治 晴	長野市議会 議長	地域福祉 民生委員審査	民生委員審査専門分科会長
	寺 沢 さゆり	長野市議会議員	児童福祉	
	若 林 祥	長野市議会議員 福祉環境委員会委員長	老人福祉	
学識経験者	飯島 富士雄	更級医師会 会長	障害者福祉	
	小 林 敏 枝	松本大学 教授	障害者福祉	
	武田 るい子	清泉女学院短期大学 教授	地域福祉	
	塚田 まゆり	長野市教育委員会 教育委員	児童福祉 民生委員審査	
	樋 口 恵 子	住民自治協議会	地域福祉	
	水 口 崇	信州大学 准教授	児童福祉	児童福祉専門分科会長
	宮 澤 政 彦	長野市医師会 会長	老人福祉	
	山 岸 明 浩	信州大学 教授	老人福祉	老人福祉専門分科会長
社会福祉 関 係 者	伊 藤 篤 志	長野市民生委員児童委員協議会 会長	地域福祉 民生委員審査	地域福祉専門分科会長
	鈴 木 秀 夫	長野市放課後子どもプラン館長施設長会 会長	児童福祉	
	香 山 篤 美	長野市ボランティアセンター運営委員会 委員	地域福祉	
	黒 柳 博 仁	長野市幼稚園・認定こども園連盟 会長	児童福祉	
	小 林 和 夫	長野市身体障害者福祉協会 理事長	障害者福祉	
	近 藤 定 利	長野市老人クラブ連合会 会長	老人福祉	副委員長
	武 内 一 夫	長野市民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部会長	老人福祉	
	塚 田 なおみ	長野市手をつなぐ育成会 会長	障害者福祉 民生委員審査	
	寺 田 裕 明	長野市社会事業協会 理事長	障害者福祉 民生委員審査	障害者福祉専門分科会長
	中 島 謙 二	長野県高齢者福祉事業協会	地域福祉	
	増 山 幸 一	長野市社会福祉協議会 会長	老人福祉 民生委員審査	委員長
	峰 川 暁 見	長野市私立保育協会 会長	児童福祉	

(平成30年4月1日)

平成 31 年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

平成 30 年 5 月 22 日
こども未来部 保育・幼稚園課

1 保育料（利用者負担）の決定について

本市の保育所等保育料の決定に当たっては、法令上、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）からの答申は必要とされていませんが、昭和 50 年度から審議会の答申を踏まえて、保育料を決定しています。

2 教育・保育に要する経費と保育料（利用者負担）について

保育所等の運営に要する費用（人件費・管理費・事業費）は、公費（国・県・市）と保護者で負担することになっており、保護者は、政令で定める額（保育料基準）を限度として市町村が設定した保育料を所得に応じて負担します。

なお、本市では、子育て世帯の経済的負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を軽減して保育料を設定しています。

3 これまでの審議会における保育料（利用者負担）の決定事項について

- (1) 平成 26 年度までの旧制度における保育所保育料については、税制改正への対応など、国基準の改定等に合せて、新たな所得階層区分の新設や料金の改定を行ってきました。
- (2) 平成 26 年度の審議会では、平成 27 年 4 月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」における保育所等保育料として、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」に係るそれぞれの料金を設定しました。併せて、幼稚園保育料については、これまでの幼稚園就園奨励費補助による保護者の実費負担分を新たに保育料として設定しました。また、保育所等保育料の所得階層区分の算定根拠を国基準の変更に合わせて、所得税額等から市町村民税所得割課税額等に変更しました。
- (3) 平成 27 年度の審議会では、多子世帯等の保育料を軽減するため、年収約 360 万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、年収約 360 万円未満相当のひとり親世帯等の負担軽減措置を拡充し、第 1 子の保育料を従来の半額、第 2 子以降を無償とすることを決定しました。
- (4) 平成 28 年度以降の審議会では、幼稚園保育料について、年収約 360 万円未満相当の世帯の保育料を軽減する国の方針に合わせて変更しました。また、市町村民税非課税世帯について、第 2 子の保育料を無償とし、年収約 360 万円未満相当のひとり親世帯について、第 1 子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減することに決定しました。

4 平成 31 年度の保育料（利用者負担）について

国の幼児教育の無償化等の動向を注視し、本市における来年度の保育料について検討したいと考えています。

平成30年度 保育料基準額表

単位:円

表1 1号認定（幼稚園、認定こども園）

階層区分	定 義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
		各月初日の児童の属する世帯の階層区分		
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	3,000	0	0
C	77,100円以下の世帯	10,100	5,050	0
D	211,200円以下の世帯	20,500	10,250	0
E	211,201円以上の世帯	25,700	12,850	0

年多
年齢制限なし

多子
カウ
ン
ト
3
年
生
以
下
有
り

表3 2号・3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育事業）

階層区分	定 義	保育料(月額)																
		3歳以上児						3歳未満児										
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間							
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降					
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	1,200	0	0	1,200	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満		7,600	3,800	0	7,600	3,800	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0
D1		48,600円以上 60,000円未満	11,900	5,950	0	11,700	5,850	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000	0	14,000	7,000	0	0
D2		60,000円以上 76,000円未満	16,800	8,400	0	16,500	8,250	0	19,400	9,700	0	19,100	9,550	0	19,100	9,550	0	0
D3		76,000円以上 97,000円未満	21,700	10,850	0	21,300	10,650	0	24,500	12,250	0	24,100	12,050	0	24,100	12,050	0	0
D4		97,000円以上 123,000円未満	25,200	12,600	0	24,800	12,400	0	31,500	15,750	0	31,000	15,500	0	31,000	15,500	0	0
D5		123,000円以上 148,000円未満	26,100	13,050	0	25,700	12,850	0	40,500	20,250	0	39,800	19,900	0	39,800	19,900	0	0
D6		148,000円以上 169,000円未満	26,600	13,300	0	26,200	13,100	0	44,000	22,000	0	43,300	21,650	0	43,300	21,650	0	0
D7		169,000円以上 219,000円未満	27,200	13,600	0	26,700	13,350	0	50,500	25,250	0	49,700	24,850	0	49,700	24,850	0	0
D8		219,000円以上 265,000円未満	28,700	14,350	0	28,200	14,100	0	53,600	26,800	0	52,700	26,350	0	52,700	26,350	0	0
D9		265,000円以上 301,000円未満	29,600	14,800	0	29,100	14,550	0	54,500	27,250	0	53,600	26,800	0	53,600	26,800	0	0
D10		301,000円以上 397,000円未満	30,700	15,350	0	30,200	15,100	0	55,600	27,800	0	54,700	27,350	0	54,700	27,350	0	0
D11	397,000円以上	31,800	15,900	0	31,300	15,650	0	56,700	28,350	0	55,700	27,850	0	55,700	27,850	0	0	

年多
年齢制限なし

57,700円未満

57,700円以上

多子
カウ
ン
ト
年
齢
制
限
有
り
(小
学
校
就
学
前)

表2 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定 義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
		各月初日の児童の属する世帯の階層区分		
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	所得割課税額 市町村民税 77,100円以下の世帯	3,000	0	0

年多
年齢制限なし

表4 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定 義	保育料(月額)																
		3歳以上児						3歳未満児										
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間							
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降					
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	所得割課税額 市町村民税	48,600円未満		1,200	0	0	1,200	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0
D1		48,600円以上 60,000円未満	1,200	0	0	1,200	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0
D2		60,000円以上 76,000円未満	1,200	0	0	1,200	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0
D3の一部		76,000円以上 77,100円以下	1,200	0	0	1,200	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0

年多
年齢制限なし

※ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)と同居の世帯を含みます。
 ※市民税額77,101円以上のひとり親世帯等の保育料は、表1、表3にある階層区分によります。
 ※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。
 ※地域型保育事業には、小規模保育事業や事業所内保育事業などがあります。

長野市多子世帯保育料軽減制度について

- 1 対 象 保育園、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業に在園している第3子以降のお子さん
- 2 軽 減 額 ① 3歳未満児で、市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯のお子さん：保育料全額が軽減となり、無料となります。
 ② 上記①以外のお子さん：月額最高6,000円の軽減となります。
 ※入退園日が月途中の場合、当該月は軽減の対象になりません。

社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（組織）

第八条 地方社会福祉審議会は、委員三十五人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員）

第九条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、第八条第一項中「三十五人以内」とあるのは「五十人以内」と、前条第一項中「置く」とあるのは「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年 3月30日長野市条例第 3号

改正

平成12年 9月29日条例第49号

平成14年 3月29日条例第12号

平成17年 3月30日条例第10号

平成20年 3月28日条例第12号

平成23年12月20日条例第30号

平成25年 9月30日条例第31号

平成27年 3月27日条例第10号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

第 1 条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第 7 条第 1 項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）

の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第 1 項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第 6 項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第 4 条 審議会に副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第 5 条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
 - (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
 - (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
 - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
 - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
 - (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部に属する委員」と読み替えるものとする。

- 2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の重要又は異例な事項に関する決議にあつては、この限りでない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）

- 3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

- 2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成20年 3 月28日条例第12号)

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年 9 月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年 3 月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

長野市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市社会福祉審議会条例（平成12年長野市条例第3号）第9条の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会及び審査部会の会議の特例)

第2 専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第4 審議会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。ただし、次の号に掲げる専門分科会等については、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 民生委員審査専門分科会 保健福祉部福祉政策課
- (2) 障害者福祉専門分科会及び審査部会 保健福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども政策課
- (4) 老人福祉専門分科会 保健福祉部高齢者福祉課
- (5) 地域福祉専門分科会 保健福祉部福祉政策課

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

平成 30 年度 長野市社会福祉審議会
長野市職員名簿

職 名	氏 名	備 考
保健福祉部長	竹 内 裕 治	
こども未来部長	北 原 千 恵 子	
保健所長	小 林 文 宗	
保健福祉部福祉政策課長	黒 岩 章 彦	
保健福祉部生活支援課長	上 田 哲 夫	
保健福祉部高齢者活躍支援課長	海 沼 充	
保健福祉部地域包括ケア推進課	下 條 正 雄	
保健福祉部介護保険課長	北 澤 正 志	
保健福祉部障害福祉課長	矢 島 孝 一	
こども未来部こども政策課長	浅 川 清 和	
こども未来部マリッジサポート課長	丸 山 輝 美	
こども未来部子育て支援課長	島 田 浩 司	
こども未来部保育・幼稚園課長	中 澤 和 彦	
保健福祉部保健所総務課長	西 澤 秀 一	
保健福祉部保健所健康課長	竹 村 直 高	